●香川県告示第287号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和5年11月21日

香川県知事 池 田 豊 人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和5年9月30日	一般社団法人サンテ・ペアーレ サンテ ・ペアーレクリニック	丸亀市大手町三丁目3番21号
令和5年9月30日	髙尾医院	坂出市元町一丁目10番5号
令和5年9月30日	有限会社 ヤマニ薬局	観音寺市昭和町一丁目6番41号
令和5年9月30日	薬局日本メディカルシステム 三豊南店	三豊市三野町下高瀬1316番地12